

開議 午後３時３５分

○中野委員長 これより、議会運営委員会を開会させていただきます。佐藤副委員長より欠席の届出がありますことを報告させていただきます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後３時３６分

再開 午後３時３７分

○中野委員長 それでは、議会運営委員会を再開させていただきます。

無所属安田議員から欠席する旨の届出があり、協議事項についての意向は事前に伺っていることを報告させていただきます。

それでは、協議事項の１番目、令和６年第３回定例会の運営についてでございます。（１）議会提出議案について、補正予算等審査特別委員会審査結果報告についてであります。事務局から説明をお願いいたします。

○林上議会事務局次長 補正予算等審査特別委員会審査結果報告につきましては、委員会での審査が終了し、特別委員会委員長から議長宛てに審査報告書が提出されておりますので、明日の本会議で報告を受けることとなります。したがって、質疑、討論の有無及び賛否につきまして御協議いただきたいと思います。

以上でございます。

○中野委員長 それでは、質疑、討論の有無、賛否について、一覧表に基づき、各会派及び無所属にお伺いをさせていただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 全ての議案につき、質疑、討論なく賛成いたします。

○高花委員（公明党） 議案第１号から議案第１５号まで、質疑、討論なく賛成いたします。

○江川委員（民主連合） 議案第１号から議案第１５号まで、賛成いたします。討論が議案第７号に対してあります。質疑はありません。

○石川厚子委員 全議案賛成いたします。議案第７号について討論をお願いします。質疑はありません。

○塩尻委員（市民連合） 全ての議案に対して、質疑、討論なく賛成いたします。

○上野委員（無党派Ｇ） 質疑、討論なく、全ての議案に賛成いたします。

○横山委員外議員（無所属） 質疑、討論はありません。全議案賛成します。

○中野委員長 無所属安田議員のほうからも全議案、質疑、討論なく賛成とお伺いをしているところであります。

それでは、討論があるということでございましたので、討論者を確認させていただきます。

○江川委員（民主連合） 品田議員をお願いします。

○石川厚子委員（共産） まじま議員をお願いします。

○中野委員長 討論順につきましては、大会派順、民主連合の品田議員、共産のまじま議員の順となりますので、御確認いただければと思います。

それでは、次の項目に移りたいと思います。（２）発言の申出についてでございます。

ここで、特に理事者から発言の申出がありますので、これを許すこととさせていただきます。

○和田総務部長 発言の場をいただき、ありがとうございます。

さきの９月１日に、いじめ問題再調査委員会から調査結果報告書の提出をいただき、このたび公表版の取りまとめが完了したところでございます。このことを受けまして、本会議において、市長及び担当する部長から調査結果報告書に対する所感とその内容について報告の機会をいただきたく、特段の御配慮をお願い申し上げます。

○中野委員長 ただいま、理事者から、本会議において理事者の発言機会を設けてほしい旨の申出がございましたが、理事者の発言を受けることの是非について、各会派及び無所属にお伺いをさせていただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 受けることでよいと思います。

○高花委員（公明党） 発言の申出を受けることでよろしいと思います。

○江川委員（民主連合） 基本的にはよい方向だと思いますが、もし可能であれば、持ち帰りの時間が欲しいと思います。

○石川厚子委員（共産） 発言を許可することと、その件について議会質疑の場を設定することを、セットで判断したいというふうに思います。

○塩尻委員（市民連合） 発言を受ける形でよろしいかと思いますけども、ほかの会派さんから御意見も出ておりますので、周りに合わせていきたいと思います。

○上野委員（無党派G） 私たちの会派も日本共産党さんと同じように、発言を認めるのであれば、私たちの質問も受け入れていただきたいと、併せて考えていただきたいと思います。

○横山委員外議員（無所属） 発言を受けることはいいんですけども、私も含めて質疑が必要だと思う議員の質問の機会を設定することもセットで受けたいと思います。

○中野委員長 無所属安田議員からは委員長に一任するというお伺いをしております。

民主連合からは、まずは一旦持ち帰りたいということの発言でございました。共産からは、発言を許すのであれば、質疑も同時にセットで考えるべきという御発言でした。無党派Gにおきましても、共産と同様の趣旨の御発言でありました。無所属横山議員におきましても、質疑とセットでということでした。そうしますと、一旦持ち帰りたいという会派がございましたので、この際、一旦持ち帰り、各会派内で検討する必要があるかというふうに思います。持ち帰りを望む会派の意向を無視して、ここで質疑と理事者からの発言をセットで協議することは、今、やや困難な気がしますので、そのような扱いでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 日本共産党から議会質疑の場という発言がございました。他の会派の方からは、質問の機会というお話がございました。旭川市議会会議規則上、議会質疑の場というのは具体的にどのような場を指して御提案申し上げておられるのか、その点を明らかにしなければ、会派に持ち帰っても議論できかねますので、まずはその点を明示していただければと思います。

○中野委員長 ただいま、自民会議の高橋ひでとし委員のほうから発言がございましたが、共産に

対する質問ということで受け止めて、その趣旨を共産のほうからもう少し説明をいただくことはできますでしょうか。

○石川厚子委員（共産） 議会質疑の場がどういう場なのか分からないということですか。過去にもこういったことはあったと思います。市長が発言の場を申し入れた場合に、緊急発言に対する緊急の議会質疑、その場を設定してほしいという趣旨なんです。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 緊急質問とセットで考えたいという理解でよろしいでしょうか。

○石川厚子委員（共産） 緊急発言に対して緊急質問とセットということです。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 旭川市議会会議規則第60条におきましては、緊急質問等の要件といたしまして、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときでなければできないというふうに書いてあります。本規則を合理的に解釈すれば、単なるやむを得ないときではなくて、真にやむを得ないときという極めて厳格な要件が定められています。また、緊急を要するときという文言の解釈については、逐条解説によれば、例えば地震などの客観的な事態が差し迫っており、即刻、臨機の措置を取る必要があるときや、事件処理のために全く一時の余裕を持ついとまもないときなどがこれに当たると、同様に極めて限定的に解説されています。本件につきまして、最終報告書を提出されたことそれ自体では、条文上このような、確かに御指摘の重要性はあると思います。重要性はあると思うんですけど、規則に規定されているような緊急性、すなわち真にやむを得ないと認められるときという要件に該当しないというふうに我々は考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○石川厚子委員（共産） この点について、重要性があるということは、今、認められたんですけども、市長が緊急報告をしたいということは、重要性とともに、緊急性があるから報告したいということだと思うんです。緊急性があることについての報告であるならば、私たちはやはりその緊急性ということで質問をしたいというふうに考えます。

○中野委員長 この際、議事を整理する権限は私にあります。会派に持ち帰りたいという会派がございました。ここで協議、議論を進めていても、会派に持ち帰るということを許可しない限り、その後の結論を出せない会派があるというふうに考えますので、一旦、議会運営委員会を休憩させていただきたいと思います。よろしいですか。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 理事者にお聞きしたいんですが、市長の発言の機会を求めると。その点について、緊急性があるから今回発言を求めているのか、それとも本件自体が重要であるから発言を求めているのか、どちらかはっきりしてもらってよろしいですか。

○和田総務部長 私どもが今回発言の場をお願いしたいと思っておりますのは、今委員から御発言がございました、両方というところで御理解をいただければと存じます。

○中野委員長 暫時休憩させていただきます。

休憩 午後3時48分

再開 午後7時15分

○中野委員長 議会運営委員会を再開させていただきたいと思います。

先ほど、理事者の発言を受けることの是非について、各会派に御意見を伺ったところでございます。保留としていた民主連合から、判断できる状況にあるか確認をさせていただきたいと思います。

○江川委員（民主連合） お時間をいただきましてありがとうございました。判断できます。

○中野委員長 それでは改めてではありますが、大会派順に理事者の発言を受けることの是非について、確認をさせていただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 市長報告の機会の付与を認めるべきであると考えます。なお、一部会派が主張しておられるように、市長報告を認めることと緊急質問を認めることをセットで検討することにつきましては、会議規則の解釈上適切ではないとの意見を述べさせていただきます。

○高花委員（公明党） 市長の発言の申出に関しては、先ほどと同じ意見でよろしいかと思っております。また、質問に関しては別のものとして考えたいと思います。

○江川委員（民主連合） 市長の発言に関しては受けることでよいかと思えます。また、それを聞いた上で、その後の対応を判断したいと思います。

○石川厚子委員（共産） 先ほど市長の発言を受けることと、それに対する議会質疑の場を設けることをセットでというふうに申し述べましたが、議長にも裁定していただきましたので、議長を信じて、今回、このセットの部分は撤回したいと思います。理事者の発言を受けることで構わないと思います。

○塩尻委員（市民連合） 市長の発言の申出を受けることでよろしいかと思えます。

○上野議員（無党派G） 市長の発言を受けることでよろしいかと思えます。

○横山委員外議員（無所属） 市長の発言を受けることで構わないと思います。

○中野委員長 無所属安田議員からも委員長に一任を受けておりますので、全会一致で理事者の発言を認めるということになろうかと思えます。

それでは、理事者の発言を受ける時期につきましては、明日、9月13日の本会議におきまして、補正予算等の審議後とし、理事者の発言場所については自席で行うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

理事者の発言後、本会議を休憩し、議会運営委員会を開催し、その後の対応について協議することとよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

それでは、協議事項の（3）本会議（明日）の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○小川議会事務局議事調査課長補佐 明日の本会議の運びについて御説明いたします。開会し、会議録署名議員の指名、報告の後、議事に入ります。まず、議案第1号ないし議案第15号の以上15件を一括して議題とし、補正予算等審査特別委員会委員長から審査結果の口頭報告があった後、質疑なく、民主・市民連合の品田議員から議案第7号に対して賛成の、日本共産党のまじま議員から議案第7号に対して賛成の討論がそれぞれあった後、簡易採決することになります。次に、理事者からの発言の申出があり、発言の後、本会議を休憩することになります。

現在のところ確認されております日程については、以上でございます。

○中野委員長 ただいま、事務局から説明がございました。

説明のとおりとすることとよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

（４）議案の審議方法についてでございます。分科会審査分担事項について、作成中でありました一般会計決算の審査分担について、整理ができたので配付しているところでございます。このとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

本日予定をしておりました議事については、以上となります。

次回の議会運営委員会の招集につきましては、明日、９月１３日金曜日午前１０時、口頭招集というふうになります。本会議休憩中の招集となりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会を散会させていただきます。

---

散会 午後７時２２分